

JIS

鉄道車両－電力変換装置

JIS E 5008 : 2009

(JARI/JSA)

平成 21 年 4 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 鉄道技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	岡 本 勲	財団法人鉄道総合技術研究所
(委員)	磯 村 陽 治	社団法人日本鉄道施設協会
	加 藤 裕	財団法人日本鋼索交通協会
	荒 井 稔	東日本旅客鉄道株式会社
	岡 方 義 則	住友金属工業株式会社
	小 澤 宏 一	JFE スチール株式会社
	小 田 和 裕	日本貨物鉄道株式会社
	小野山 悟	社団法人日本鉄道電気技術協会
	米 澤 朗	国土交通省
	北 野 忠 美	社団法人日本民営鉄道協会
	土 井 利 彦	信号工業協会
	藤 澤 憲 三	鉄道分岐器工業会
	堀 江 富士雄	近畿車輛株式会社
	溝 口 正 仁	社団法人日本鉄道車輛工業会
	室 木 鉄 朗	東京都
	若 月 輝 行	新日本製鐵株式会社
	和 嶋 武 典	株式会社日立製作所
	渡 邊 朝 紀	IEC TC9 国内委員会 (財団法人鉄道総合技術研究所)
(専門委員)	野 原 慈 久	財団法人日本規格協会

主 務 大 臣：国土交通大臣 制定：平成 5.4.26 改正：平成 21.4.20

官 報 公 示：平成 21.4.20

原 案 作 成 者：社団法人日本鉄道車輛工業会

(〒101-0041 東京都千代田区神田須田町 1-2 淡路町サニービル TEL 03-3257-1901)

財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 二瓶 好正)

審議専門委員会：鉄道技術専門委員会 (委員長 岡本 勲)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者、国土交通省鉄道局 技術企画課 [〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3 TEL 03-5253-8111 (代表)] 又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット産業基盤標準化推進室 [〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 TEL 03-3501-1511 (代表)] にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	2
3 用語及び定義	3
3.1 装置に関する用語及び定義	3
3.2 電氣的パラメータに関する用語及び定義	6
4 一般事項	7
4.1 一般	7
4.2 使用条件	9
4.3 特性	13
4.4 技術的要求事項	15
4.5 試験	16
5 主電動機用直接形主変換装置	27
5.1 直流主電動機用他励式変換装置	27
5.2 直流主電動機用チョッパ装置	29
5.3 交流主電動機用多相形変換装置 (インバータ)	32
6 主電動機用間接形主変換装置	33
6.1 電源側変換装置	33
6.2 電動機側変換装置	34
7 補助変換装置	34
7.1 特性	34
7.2 短絡保護	36
7.3 定格絶縁電圧の選択	36
7.4 試験	36
8 ゲート駆動装置 (SDU)	38
8.1 同義語	38
8.2 プリント基板組立品	38
8.3 ゲート駆動装置の機能	38
8.4 ゲート駆動装置に対する特別な要求事項	38
8.5 使用条件	38
8.6 ゲート駆動装置に対する絶縁上の要求	39
8.7 電磁両立性 (EMC) の要求事項	39
8.8 ゲート駆動装置の試験	39
附属書 A (規定) ブロック図で示した基本回路の構成	40
附属書 B (参考) 受渡当事者間で協定すべき事項の要約表	41